宮崎大学医学部附属病院長選考基準

令和８年１０月２３日
国立大学法人宮崎大学長

宮崎大学医学部附属病院長選考規程第４条第３項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院長選考基準を以下のとおり定める。

病院長には、人格が高潔で学識に優れ、以下に掲げる病院長に求められる資質・能力のすべての要件を満たし、かつ、宮崎県における中核病院として、宮崎県や宮崎県医師会等と連携し、地域医療へ貢献する姿勢が求められる。

病院長に求められる資質・能力

１．医師免許を有している者

２．医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者
高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、必要な医療安全管理業務の経験及び医療安全管理について十分な知見を有すること。

※医療安全管理業務とは以下のいずれかの業務をいう。
①医療安全管理者、医療機器安全管理責任者の業務
②医療安全管理委員会の構成員としての業務
③医療安全管理部門における業務
④その他上記に準ずる業務

３．病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者
当院又は当院以外の病院での組織管理経験など、高度な医療を司る特定機能病院の管理者として必要な資質・能力を有し、病院構成員の意見反映に留意しつつ、医療を取り巻く様々な変化に適切に対応し、強いリーダーシップを持って病院経営にあたり、適正な管理運営ができること。

※組織管理経験とは以下のいずれかをいう。
①病院長又は副病院長の経験
②診療科長又は中央診療施設等の長の経験

４．教育・研究・診療に必要な資質・能力を有する者
医学教育、医学研究及び高度医療を担うことができる能力を有すること。